

新庄市の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和7年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

【障害者雇用率】

単位：人、%

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 ①	障害者の数 ②	実雇用率 ※法定雇用率 2.8% ③ (②/①)	不足数 ④
R7.6.1 現在	442.5	12	2.71	0.0

(注意)

- 1 新庄市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、新庄市教育委員会に勤務する職員を合算しています。
- 2 ①及び②については、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。
- 3 ④は①に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。
したがって、③が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 4 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認される恐れがあるため、非公開とします。

【障害者雇用推進者】

総務課長 小関 孝
教育総務課長 伊藤 リカ

【障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL】

<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s001/20240704143344.html>